国立大学法人電気通信大学テニュア・トラック教員のテニュア中間評価及びテニュア審査に関する細則

平成22年 7月21日 改正 平成23年 7月20日 平成24年 7月24日 平成25年 3月22日 平成26年 3月25日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学テニュア・トラック制に関する規程第6条第2項の規定に基づき、電気通信大学(以下「本学」という。)におけるテニュア・トラック教員のテニュア中間評価及びテニュア審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(テニュア中間評価の実施)

- 第2条 テニュア・トラック教員のテニュア中間評価は、学術院代議員会(以下「代議員会」という。)で行うものとする。
- 2 テニュア中間評価は、テニュア・トラック教員の採用後3年目に実施し、原則として 当該テニュア・トラック教員の採用から2年6か月が経過するまでに終え、その結果に ついて、速やかに当該テニュア・トラック教員及びメンター教員に通知するものとする。 (評価委員会の設置)
- 第3条 代議員会は、テニュア中間評価を実施するに当たり、テニュア中間評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置するものとする。

(評価委員会の構成)

- 第4条 評価委員会は、次に掲げる者により組織する。
 - (1) 学術院長が代議員会委員の中から指名した委員長
 - (2) 学術院長が学術院教授会の専任の教育研究職員の中から指名した委員 3人
 - (3) 外部有識者の委員 1人

(評価委員会の任務)

- 第5条 評価委員会は、当該テニュア・トラック教員についてテニュア中間評価を行い、 その結果を代議員会に報告する。
- 2 評価委員会は、評価に必要な資料を当該テニュア・トラック教員に求め、必要に応じて口頭試問を行うことができる。
- 3 評価委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を 聴くことができる。

(教育研究評議会への報告)

第6条 学術院長は、テニュア中間評価の評価結果を教育研究評議会へ報告するものとする。

(テニュア審査の実施)

- 第7条 テニュア・トラック教員のテニュア審査は、代議員会で行うものとする。
- 2 テニュア審査は、原則としてテニュア・トラック期間が満了する6か月前までに終えるものとし、その結果について、速やかに当該テニュア・トラック教員及びメンター教員に通知するものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 代議員会は、テニュア審査を実施するに当たり、テニュア審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。

(審査委員会の構成)

- 第9条 審査委員会は、次に掲げる者により組織する。
 - (1) 学術院長が代議員会委員の中から指名した委員長
 - (2) 学術院長が学術院教授会の専任の教育研究職員の中から指名した委員 3人
 - (3) 外部有識者の委員 1人

(審査委員会の任務)

- 第10条 審査委員会は、当該テニュア・トラック教員についてテニュア審査を行い、その 結果を代議員会に報告する。
- 2 審査委員会は、審査に必要な資料を当該テニュア・トラック教員に求め、必要に応じて口頭試問を行うことができる。
- 3 審査委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を 聴くことができる。

(議決)

- 第11条 代議員会は、審査委員会で行った審査結果を受けて、当該テニュア・トラック教 員のテニュア獲得の可否を投票により議決する。
- 2 前項の議決は、出席者の3分の2以上の賛成票をもって可とする。

(教育研究評議会への報告)

- 第12条 学術院長は、テニュア審査の審査結果を教育研究評議会へ報告するものとする。 (テニュア審査に対する異議申立て)
- 第13条 テニュア審査を受けたテニュア・トラック教員は、当該審査結果について異議がある場合には、書面により学長あてに異議の申立てを行うことができる。ただし、異議申立ては審査結果の通知を受けた翌日から起算して14日以内にしなければならない。
- 2 学長は、前項による異議の申立てを受けたときは、教育研究評議会において、当該申立書に基づき調査の要否を判断の上、調査の必要があると認められた場合には、教育研究評議会の下に調査委員会を設置し、審査委員会における審査手続及び審査結果の妥当性について調査を行うものとする。この調査に当たり、当該テニュア・トラック教員は、調査委員会において意見陳述を行うことができる。
- 3 前項の規定による調査の結果、改めて審査を行う必要があると認められた場合には、 学長は、当該調査結果を付して、学術院長に対して再審査を求めるものとする。
- 4 前2項に定める調査は、原則として当該テニュア・トラック教員のテニュア・トラック期間が満了するまでに終えるものとする。

(育児休業等取得者のテニュア中間評価及びテニュア審査の特例)

- 第13条の2 テニュア・トラック教員が次に掲げるいずれかの休業等(以下「育児休業等」という。)をする場合においては、当該テニュア・トラック教員の申し出に基づき、テニュア中間評価及びテニュア審査の実施時期を当該テニュア・トラック教員の任期(育児休業等を取得したことにより延長された任期を含む。)の範囲内で変更することができる。
 - (1) 育児休業
 - (2) 産前休暇
 - (3) 産後休暇
 - (4) 介護休業
- 2 前項の規定により、テニュア中間評価又はテニュア審査の実施時期を変更する場合、 テニュア審査の実施時期はテニュア中間評価実施時期から原則として1年間の間隔(育 児休業等の期間を除く。)を設けるものとする。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、テニュア・トラック教員のテニュア中間評価及び テニュア審査に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この細則は、平成22年7月21日から施行する。
- 2 本学における在職年数が2年以上の助教がテニュア・トラック助教となることを希望 し、国立大学法人電気通信大学テニュア・トラック教員に関する細則第2条第3項の規 定に基づき、代議員会の承認を得た場合は、テニュア中間評価を省略することができる ものとする。

附則

この細則は、平成23年7月20日から施行する。

附則

- 1 この細則は、平成24年7月24日から施行する。
- 2 先端領域若手研究者グローバル人材育成プログラム中間評価及び最終評価要項及び先端領域若手研究者グローバル人材育成プログラム中間評価(及び最終評価)の実施に関する申合せは、廃止する。

附則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本細則の施行日の前日において、すでにテニュア・トラック教員として在職している 者に係る第2条第2項の適用については、同項中「2年目」とあるのは「3年目」と、 「1年9か月」とあるのは「2年6か月」とする。
- 3 本細則の施行日の前日において、すでにテニュア・トラック教員として在職している 者に係る第7条第2項の適用については、同項中「3か月前まで」とあるのは「6か月 前まで」とする。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日から平成26年4月1日までの間にテニュア・トラック教員とし

て採用された者から、別に定める期日までにテニュア・トラック期間に関する申出があった場合に係る第2条第2項の適用については、同項中「3年目」とあるのは「2年目」と、「2年6か月」とあるのは「1年9か月」と、第7条第2項の適用については、同項中「6か月前まで」とあるのは「3か月前まで」とする。

3 本細則の施行日の前日までに行った育児休業等についても、第13条の2の規定を適用することができる。